2019年7月29日

大阪府労働委員会会長様

大阪教育合同労働組合

準備書面(1)

申立人(以下「組合」という。)は、本件について以下のとおり主張する。

1. 本年7月4日付け大阪府労働委員会の求釈明に対して下記のとおり答える。 求釈明1について

答弁書3頁(4)の記述は正確さを欠く。

組合は本年4月1日、被申立人(以下「法人」という。)の同年3月30日付け文書 (乙第3号証)について法人に架電して同文書の意図を確かめた。すると、法人は同文書の 存在を知らなかったので、組合からファックスで同文書(乙第4号証)を送付した(申立書 3頁、答弁書3頁)。

すると、同月3日、同月2日付け「ご連絡」文書(乙第5号証)が組合事務所に届けられ、同月10日予定の団交出席者の名前が伝えられ、組合にも出席者の名前を伝えるように求めてきた。法人は乙第3号証の存在について知らなかったにもかかわらず、乙第3号証に書いてある同月10日に団交予定への組合側出席予定者を知らせよという無礼な文書であった。そこで組合は、法人に電話をかけて担当者である村上室長に乙第5号証の意図を確かめた。法人は弁護士と相談して乙第5号証を出したと答えたので、乙第3号証及び同5号証は組合にケンカを売っているようなものであるから、学園の希望として聞いておくが、後日組合の意見及び希望を伝えると対応した(甲第1号証)。そして同月9日、ファックスにて組合の意見及び組合案を文書にて法人に送付した(乙第6号証)。その後、法人は乙第7号証を組合に届けてきた。

以上のとおり、法人と組合との間で協議して解決した事柄なので本件経緯から外すべきことであるにもかかわらず、法人は乙第5号証及び乙第7号証を提出したのである。

2. 答弁書への反論

(1) 法人の団交開始条件

法人は、組合が求めた団交日すべてを拒否した上で、法人が決めた団交日時、団交場所、 団交出席者、団交議事録に固執して、組合が合意しないことをもって団交を開始しなかった。 団交開始にあたり、最重要な条件は団交場所と日時であるところ、法人は、法人が示す団交 場所及び団交日時について組合がその不都合・不便を指摘して組合案を提示したにもかかわらず、組合の提示を無視した。そして法人が決めた団交開始条件に固執したのである。

(2) 法人主張の矛盾

団交開始時間について組合と法人との違いは、就業時間内か外かである。労働組合法第7条第3号が禁止している便宜供与に就業時間内団体交渉が含まれていないことは、労働組合法の立法趣旨が就業時間内団体交渉を推奨するものである。組合は、この立法趣旨を踏まえたうえで、それでも組合員の業務に差し支えない範囲で団交開始時間を提案した。これに対して、法人は就業時間内であるから団交できないというだけであった。また労組法第7条第3号を「就業時間内団交は労働組合の権利」と組合が主張しているかのように事実を歪曲して主張した。

しかし法人は、「教育職員については部活動顧問を含む生徒指導やその他の監督等の業務に従事する者も多い」、「神戸第一高等学校において生徒は夏期午後6時30分、冬期午後5時30分の下校時間の前後の時間まで部活動や勉強をしている」と主張していることは、教育職員の就業時間外の部活動指導等を前提としている。つまり、就業時間外に業務を行うことを求めながら、団交への出席は認めないという矛盾した主張を行っているのである。

(3) 法人の組合否認

法人が、法人の決めた団交開始条件に固執して、組合が同意しないことをもって団交を開催しない背景には、組合否認がある。それは、答弁書も隠していない。

法人は、「学校の施設は、高等学校における教育を目的とする施設であり、労使交渉を行うことを目的として設置された施設でない」と主張する(7頁)。このような主張は、学校に働く労働者が「教育を目的とする」ものでない労働組合を結成して、「教育を目的とする」ものでない労働組合活動を行うことを認めないものである。

また、生徒の在校時間内に団体交渉が行われると、「生徒に不安を与える等の影響が生じるおそれは否定できない」と主張する。このような主張は、労働組合及び労働組合活動を生徒の目に触れさせてはならないというものであり、生徒を反労働組合に洗脳する教育姿勢である。上記労働組合法第7条第3号に対する偏見とあわせて、法人の組合否認は隠しようがない。このような組合否認の姿勢が法人の本件団交拒否の背景に存在するのである。

(4) 別組合との団体交渉

法人が設置する神戸第一高等学校には二つの別組合が存在する。この別組合とは就業時間 内に学校施設内で団交を行っている。しかし、申立人組合には就業時間外で学校施設外での 団交開始条件を提示して、これに組合が合意しないことをもって団交を拒否している。この ような法人の姿勢は明確な組合差別であり、支配介入に該当する不当労働行為である。組合 は、本件救済内容に労働組合法第7条第3号に該当する支配介入を追加する。

以上